

監督署からのお知らせ<2012年 No.7>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署
平成 24 年 11 月 16 日発行

労働災害発生状況

	平成 23 年 (確定)	平成 23 年 (同期)	平成 24 年 (10 月末現在)		平成 24 年のうち 復旧復興工事等	増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比(%)	死傷(死亡)	死傷者数	増減率(%)
全産業	285 (2)	201 (2)	324 (1)	100.0	49	123	61.2
製造業	61	46	81	25.0	2	35	76.1
建設業	90 (1)	57 (1)	106	32.7	38	49	86.0
土木工事業	26	19	31	9.6	16	12	63.2
建築工事業	49 (1)	28 (1)	63	19.4	21	35	125.0
その他の建設業	15	9	12	3.7	1	2	20.0
運輸交通業	25	20	18	5.6	0	-4	-18.2
商業	39	22	31	9.6	0	5	12.9
上記以外の業種	70 (1)	56 (1)	88 (1)	27.2	9	32	57.1

平成 24 年度「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」の実施について

平成 24 年の当署管内における休業 4 日以上労働災害による死傷者数は、10 月末現在 324 人であり、昨年と比べ 123 人(61.2%)の大幅増加となっております。特に震災以降工事量が増加している建設業や、震災以降休業していた水産食料品製造業や商業の操業再開に伴う災害が増加傾向にあります。

今年も、年末年始を迎えるにあたり平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までを取り組み期間として「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を実施することになりました。

各事業場におかれましては、下記の実施事項を参考に、労使一体となった労働災害防止活動を推進されるようお願い申し上げます。

目 標：年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

期間中の実施事項(抜粋)

- ・ 経営首脳による安全最優先と安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- ・ リスクアセスメントの推進など自主的安全衛生管理活動の実施
- ・ 本年(度)の安全衛生管理活動の点検・評価及び新年(度)の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
- ・ 安全朝礼、準備体操、作業開始前のツールボックスミーティング、危険予知活動の励行及び安全作業の周知
- ・ 凍結・積雪による屋外での転倒災害防止対策の実施(例：凍結時に有効な靴、敷きマットの使用等による転倒防止)
- ・ 4S運動(整理、整頓、清潔、清掃)の実施

※実施要綱の詳細は、宮城労働局ホームページ(<http://miyagi-roudoukyoku.jstite.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。



あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始
(中災防標語引用)



「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の実施について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から1年8ヶ月が経過し、当署管内においては復旧・復興工事が盛んに行われておりますが、工事量の増大を背景に建設現場での労働災害が増加しています。

また、今後は、河川堤防や道路の本格復旧、新たな宅地の造成・建築等街づくりのための工事が、本格化する中、建設現場での災害の増加が懸念されるところです。



このような状況を踏まえ、宮城労働局では、今般、「みやぎ復旧・復興ゼロ災運動」を主唱し、復旧・復興工事での労働災害防止に向けた気運を高めるとともに、建設事業者・労働者の方々を始め、関係業界団体・発注者・関係行政機関の歩調を合わせた安全衛生活動への取組を強力に推進することとしています。



具体的な取組等の詳細については、次号以降でお知らせしますが、ゼロ災運動の取組期間は「平成24年12月から平成27年3月末日」までとなっております。

リスクアセスメントを実施しましょう！！

リスクアセスメントは、従来から行われていた再発防止対策といった後追い型の災害防止対策とは異なり、職場に潜在的に潜む危険・有害要因を事前に見つけ出し、これを除去・低減することにより災害を防止する先取り安全の手法として、平成18年4月から労働安全衛生法第28条の2により努力義務化され、その具体的な実施方法等については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されているところです。

指針の中でリスクアセスメントの実施時期がいくつか示されており、その一つとして「建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき」が該当します。

当署管内においては、震災により多くの工場が被災し、その復旧・復興が進められているところですが、機械設備の新設、変更時だけではなく、これから工場を新築、移転等を行う際にも、工場再開後の労働災害防止の観点から、リスクアセスメントを実施し、リスクの低い安全な工場づくりを進めていただきますようお願いいたします。

リスクアセスメントで
災害ゼロ！！



宮城県の最低賃金

宮城県の最低賃金は**685円**（効力発生日：平成24年10月19日）となっておりますが、次の業種で働く労働者には、以下の**宮城県産業別最低賃金**が適用されます。

宮城県産業別最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金（時間額）	効力発生日
鉄鋼業	788円	平成24年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	749円	平成24年12月15日
自動車小売業	754円	平成24年12月15日



発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。